

## 相模原市高齢者福祉施設指導監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第18条第2項及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)第70条の規定により実施する高齢者福祉施設に関する指導監査について必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 指導監査は、適正な施設運営及び円滑な事業の運営の確保を図ることを目的に実施する。

2 指導監査の実施に当たっては、画一的、形式的な問題の指摘に陥ることがないよう配慮するとともに、提供する福祉サービスの質の向上のために必要に応じ助言、指導を行うものとする。

(指導監査の対象)

第3条 指導監査の対象は、老人福祉法第15条第4項に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム(以下「特別養護老人ホーム等」という。)並びに同条第5項に規定する軽費老人ホーム(以下「軽費老人ホーム」という。)とする。

(指導監査の種類等)

第4条 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

2 一般指導監査は、定期指導監査及び臨時指導監査とする。

(1) 定期指導監査は、実施計画に基づき、施設の事業所内において実地に行うものとする。

(2) 臨時指導監査は、緊急的な指導監査が必要であると市長が判断した場合に施設の事業所内において実地に行うものとする。

3 特別指導監査は、一般指導監査によって重大な問題が認められた施設又はその運営が著しく適正を欠くものと認められる施設を対象として実施する。

4 特別指導監査の実施時期、実施方法、実施内容等については、その都度市長が定める。

(指導監査基準)

第5条 定期指導監査は、別に定める相模原市指導監査基準(養護老人ホーム編)(平成20年4月1日施行)、相模原市指導監査基準(特別養護老人ホーム編)(平成20年4月1日施行)、相模原市指導監査基準(特別養護老人ホーム(ユニット型)編)(平成20年4月1日施行)及び相模原市指導監査基準(ケアハウス

編)(平成19年4月1日施行)(以下「指導監査基準」という。)に基づき実施する。

(実施計画の策定)

第6条 市長は、指導監査を効果的かつ効率的に実施するため、実施計画を策定するものとする。

2 市長は、実施計画の策定に当たっては、対象施設の事業運営に支障のないよう必要な調整を行うとともに、対象施設に係る情報交換を密にするなど事業主管課と十分な連携を図るものとする。

3 市長は、実施計画の策定に当たっては、あらかじめ相模原市指導監査等連絡調整会議に諮るものとする。

(指導監査の実施方法)

第7条 市長は、定期指導監査を実施する場合には実施日のおおむね30日前までに、臨時指導監査を実施する場合は実施日のおおむね7日前までに、次に掲げる事項について文書により特別養護老人ホーム等及び軽費老人ホームを経営する社会福祉法人の代表者(以下「法人代表者」という。)に通知する。

(1) 指導監査の根拠規定

(2) 指導監査の対象施設

(3) 指導監査の対象期間

(4) 指導監査の日時

(5) 指導監査の担当職員数

(6) 準備すべき書類

(7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 法人代表者は、指導監査の実施日のおおむね14日前までに別に定める指導監査事前提出資料(以下「事前資料」という。)を市長に提出しなければならない。

3 指導監査は、法人代表者、施設に従事する職員等から事前資料に基づいて説明を聞き取るほか、必要に応じて関係施設及び設備並びに帳簿及び書類を確認することにより行う。

4 指導監査の実施に当たっては、必要に応じて関係行政機関その他施設等に関する者に対して必要事項の照会及び調査を行うことができる。

5 指導監査の実施に当たっては、必要に応じて市の事業主管課の協力を得て実施することができる。また、必要に応じて厚生労働省と合同で行うことができる。

(指導監査の講評)

第8条 指導監査に従事する職員は、指導監査終了後、当該指導監査の結果について法人代表者又は施設に従事する職員等に対し、現地において講評を行うものとする。

(指導監査の結果に基づく改善指導等)

第9条 市長は、定期指導監査の場合は指導監査基準に定める項目ごとに、臨時指導監査及び特別指導監査の場合は実施の目的に関する項目について評価を行い、法人代表者に指導監査の結果を通知するものとする。

- 2 前項の通知は、指導監査結果通知書により、指導監査実施日からおおむね30日以内に行うものとする。
- 3 法人代表者は、指導監査結果通知書で指摘された指導監査事項について、理事会(評議員会を設置している場合は評議員会及び理事会。以下「理事会等」という。)に報告し、要改善事項として指摘を受けた事項については改善是正について理事会等で検討しなければならない。
- 4 法人代表者は、要改善事項の改善状況について、指導監査結果通知書が到達した日からおおむね60日以内に、改善結果報告書により市長に報告しなければならない。
- 5 改善結果報告書には、改善結果等を検討した理事会等の議事録の写し、その他市長が必要と認めた書類等を添付するものとする。

(特別養護老人ホーム等に対する改善命令)

第10条 市長は、第4条第3項の規定に基づく特別指導監査を実施した結果、特別養護老人ホーム等の施設の設備及び運営が指導監査基準に適合していない場合は、老人福祉法第19条第1項の規定により法人代表者に対し必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

- 2 前項の改善を命じようとする場合の行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項に規定する意見陳述のための手続は、弁明の機会の付与とする。
- 3 法人代表者は、第1項の規定による改善命令の通知が到達した日から30日以内に必要な措置をとり、その内容を文書をもって市長に報告しなければならない。

(特別養護老人ホーム等に対する事業の停止、廃止及び施設の認可の取消し)

第11条 市長は、第4条第3項に定める特別指導監査の結果、指導監査基準との著しいかい離があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、老人福祉法

第19条第1項の規定により法人代表者に対しその事業の停止を命ずるものとする。

- (1) 施設の設備及び運営が著しく不適正で、改善の見込みがないと認められた場合
- (2) 入所者の生命及び身体の安全の確保に著しい問題があると認められた場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設の設備又は運営が老人福祉に著しく有害であると認められた場合

2 前項の事業の停止の期間は、1年以内で市長が指定する期間とする。

3 市長は、法人代表者が第1項の事業の停止の命令に従わないときは、老人福祉法第19条第1項の規定により事業の廃止を命じ、又は施設の認可を取り消すものとする。

4 市長は、第1項の事業の停止を命じようとするとき、及び前項の事業の廃止を命じ、又は施設の認可を取り消そうとするときは、相模原市行政手続条例(平成9年相模原市条例第13号。以下「行政手続条例」という。)第13条第1項第1号に規定する聴聞を行わなければならない。この場合において、市長は、行政手続条例第19条第1項の主宰者として地域福祉課長を指名するものとする。

5 市長は、第1項の規定により事業の停止を命じようとするとき、又は第3項の規定により事業の廃止を命じ、又は施設の認可を取り消そうとするときは、相模原市社会福祉審議会条例(平成14年相模原市条例第43号)第6条第1項に規定する高齢者福祉等専門分科会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。  
(軽費老人ホームに対する改善命令)

第12条 市長は、第4条第3項の規定に基づく特別指導監査を実施した結果、軽費老人ホームの施設の設備及び運営等が指導監査基準に適合していない場合は、社会福祉法第71条の規定に基づき、法人代表者に対し必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

2 市長は、前項の改善を命じようとする場合の行政手続条例第13条第1項の規定による意見陳述の手続は、弁明の機会の付与とする。

3 法人代表者は、第1項の改善命令の通知が到達した日から30日以内に必要な措置をとり、その内容を文書をもって市長に報告しなければならない。

(軽費老人ホームに対する事業の制限、停止)

第13条 市長は、前条の規定による改善命令に違反し、又は第4条第3項に定め

る特別指導監査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、社会福祉法第72条の規定による事業の経営を制限し、又はその停止を命ずるものとする。

- (1) 施設の設備及び運営が著しく不適正で、改善の見込みがないと認められた場合
- (2) 入所者の生命及び身体の安全の確保に著しい問題があると認められた場合
- (3) 事業の実施により不当な利益を得ていると認められた場合
- (4) 前2号に掲げるもののほか、施設の設備及び運営が老人福祉に著しく有害であると認められた場合

2 前項の事業の停止の期間は、1年以内で市長が定める期間とする。

3 市長は、第1項の事業の制限又は事業の停止を命じようとするときは、行政手続条例第13条第1項第1号に規定する意見陳述のための手続は聴聞とする。この場合において、市長は、行政手続条例第19条第1項の主宰者として地域福祉課長を指名するものとする。

4 市長は、第1項の事業の制限又は事業の停止を命じようとするときは、審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。